

【松浦鉄道近接工事について】



1. 鉄道近接工事とは

線路沿線での列車運行に影響を及ぼす範囲において、国・地方公共団体、施主(個人)等の発議者によって行われる工事を鉄道近接工事といいます。

これは、鉄道に近接した範囲内（大型重機を使用の場合は重機倒壊により線路を支障する恐れのある範囲を含む）で工事を行う際に、その工事が原因となる事故によりお客様がけがをされたり、鉄道設備が損傷したりすることのないよう、工事を着手する前に鉄道事業者と発議者でルールと手続きを取り決め、工事を進めるものです。

道路工事を行うにあたっても、様々な手続きが必要ですが、それと同様に、鉄道沿線での工事についても協議（鉄道近接工事での文章取り交わし）が必要となります。

2. 鉄道近接工事の根拠

●建設工事公衆災害防止対策 土木工事編 （令和元年9月 改正）

第40 鉄道事業者との事前協議

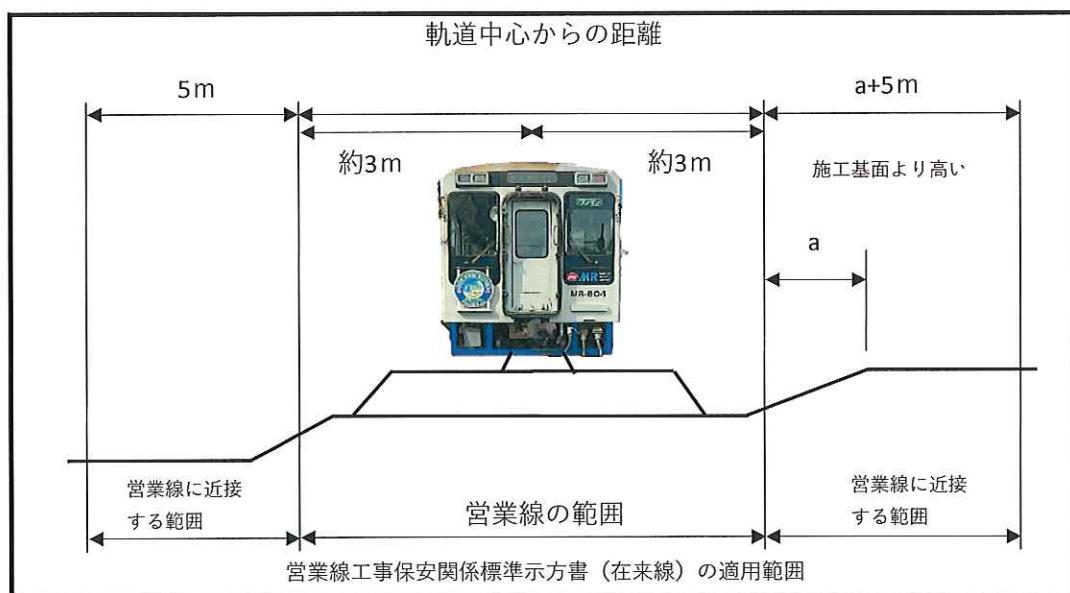
発注者は、軌道敷内又は軌道敷に近接した場所で土木工事を施工する場合においては、工事中における軌道の保全方法について、あらかじめ鉄道事業者と協議しなければならない。

●建設工事公衆災害防止対策 建築工事編 （令和元年9月 改正）

第28 鉄道及び軌道敷近傍での作業

発注者は、鉄道及び軌道敷に近接した場所で建築工事等を施工する場所においては、保全に関し必要な事項を鉄道事業者と協議しなければならない。

3. 鉄道近接工事の範囲（基本的な考え方）



※ 線路中心から概ね8m以内は鉄道近接工事の範囲となります。ただし、作業内容によっては、概ね8mを超える場合であっても、使用重機、機材、環境条件によって、鉄道近接工事としての取り扱いが必要となるため、概ねの範囲での協議が必要です。

4. 鉄道近接工事の協議を必要とする主な作業

- ①建物の新築及び解体、修繕（クレーン・杭打機・掘削機の使用・足場仮設撤去等）
- ②立木の伐木
- ③道路・橋梁等の点検、補修、架替、塗装等（薬液注入・矢板打・切削機の使用）
- ④電気通信事業者による線路上空横断・電柱立替等（建柱車・クレーン等の使用）
- ⑤ガス会社による地下埋設管の新設・撤去等（バックホウ・矢板打）
- ⑥鉄道境界線付近の測量（測量用スタッフの使用・鉄道用地内立入）
- ⑦線路沿線での掘削、盛土など

(1) 家屋新設・解体等の近接作業

○線路に近接する範囲での家屋新設など

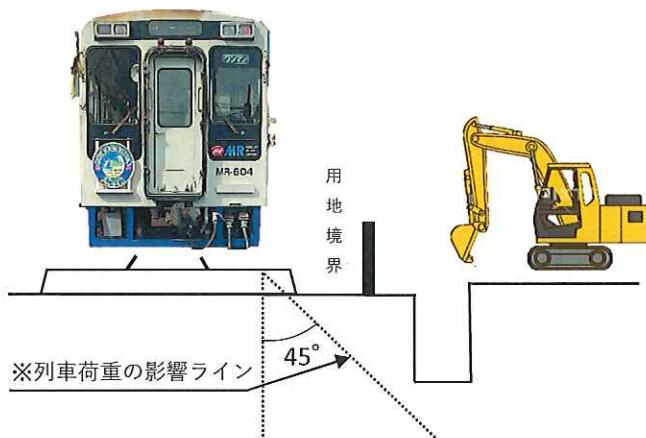
※ 建物の解体・新築及び外壁補修工事の際は、落下や飛来防止により、列車への衝撃を防ぐための準備が必要です。

足場の倒壊や養生シートの飛散により感電や列車との衝撃が発生し、最悪、列車脱線事故が起こる恐れがあります。

したがって、感電・列車との衝撃を防止するため、事前の打合せが必要です。



(2) 線路に近接して行う掘削作業



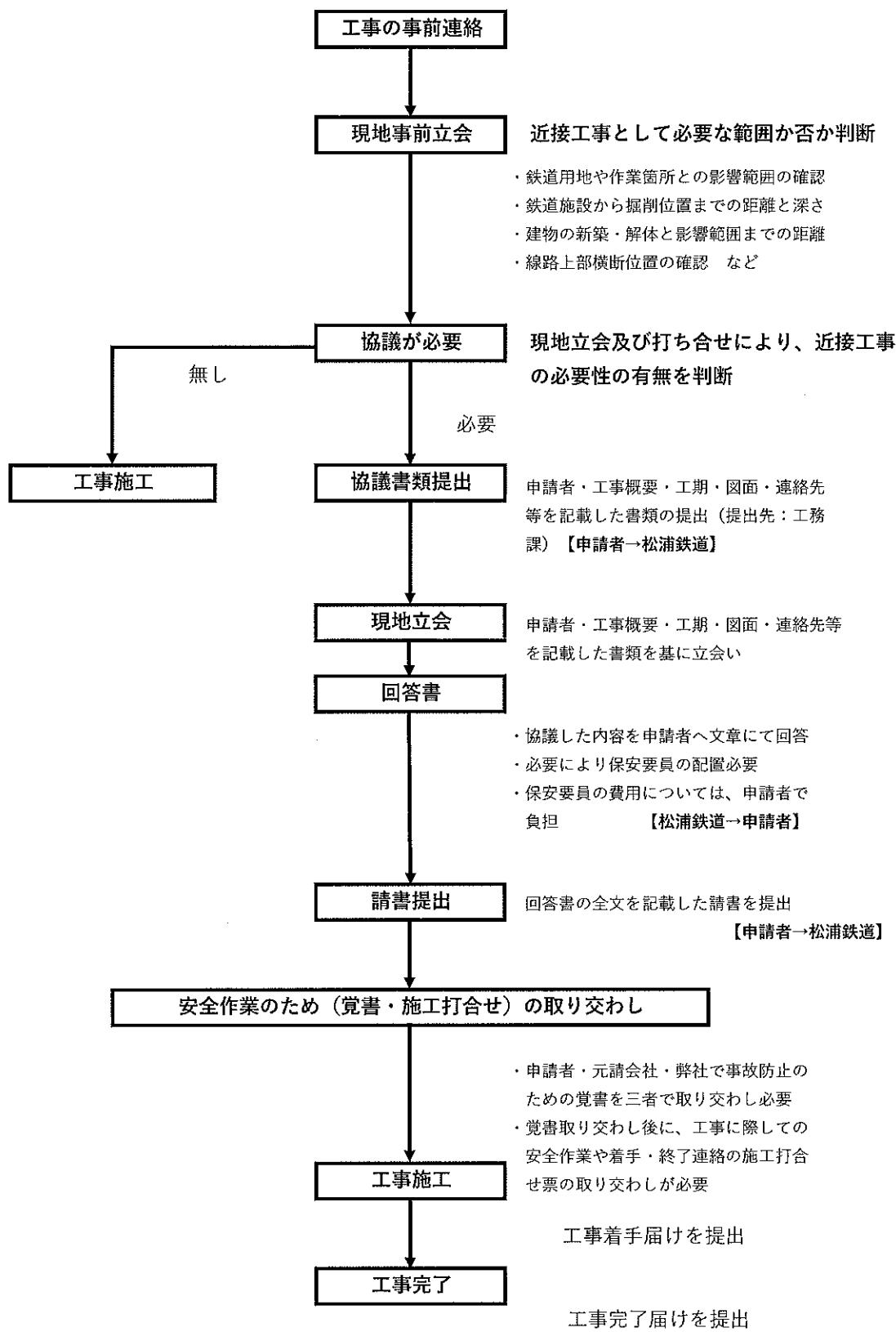
※ 重機械による掘削等の工事を線路に近接して行う場合は鉄道構造物の変状が危惧されます。

使用重機械の規模や旋回範囲のほか、掘削の影響によって、軌道の沈下が生じ、最悪、列車脱線事故が起こる恐れがあります。

したがって、保安要員（工事管理者（軌道工事管理者）・列車見張員）の配置など、安全作業のための条件があり、事前の打合せが必要です。

※地質により影響ラインは異なるため、協議必要

5. 鉄道近接協議の流れ



※ 申請者による協議書類提出後、施工の安全性や列車への影響を判断するため、回答までに期間を要します。

6. 鉄道近接協議の注意事項

鉄道に近接した工事を行う場合の注意事項については以下参照いただき、進めていただくようお願いします。ご理解とご協力お願いします。

また、鉄道近接工事は特殊性、特異性が高く、以下の内容については、別途費用負担を生じますので、ご理解いただきますようお願いします。

○保安要員（工事管理者・列車見張員）の配置が必要な場合

- ・列車運行に危険を及ぼす作業がある場合
- ・鉄道構造物への影響が危惧される場合
- ・軌道の変状計測が必要な場合など

○その他

- ・電線・通信線等が線路上空を横断する新設・撤去工事は、工事立会資格を持った会社と直接契約しての施工となります。

7. 当社の取り組みについて

近接工事における安全確保について松浦鉄道のホームページに【安全へのお願い】を掲載しております。詳しくは、工務課までお問い合わせください。

松浦鉄道（株）
運輸部事務所
〒857-0311 北松浦郡佐々町本田原免174

工務課 TEL 0956-62-3194
FAX 0956-62-3196
メールアドレス m_r.web@matutetu.com